

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

証拠説明書(10)

平成27年9月16日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜彦 

被告指定代理人 伊藤 清隆 

山本 剛 

田口 達大 

中野 恭介 

鈴木 和孝 

飛田 由華 

帆足 智典 

畦地 喜公衣 

檀上 信介 

小西弘樹 

吉田隆一 

近藤敦史 

古賀俊行 

竹本亮 

武田龍夫 

泉雄大 

内山則之 

三田裕信 

松原崇弘 

村川正徳 

中川幸成 

木村真一 

谷川泰淳 

山形浩史 

中桐裕子 

澤田智宏 

片野孝幸 代

大塚恭弘 代

森田深 代

齋藤哲也 代

野田智輝 代

佐藤雄一 代

鈴木健之 代

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第59号証	「実用発電用原子炉に係る 発電用原子炉設置者の重大 事故の発生及び拡大の防止 に必要な措置を実施するた めに必要な技術的能力に係 る審査基準」の制定につい て (原規技発第1306197号) (原子力規制委員会)	写	H25. 6. 19	発電用原子炉施設の設置（変 更）許可申請者について、ア クシデントマネジメント能力 があらかじめ備わっているか などのソフト面に係る要求事 項が規定されていること。
乙第60号証	「日本地球惑星科学連合連 合大会2015年大会一発表概 要一」 (原子力規制部安全規制管 理官（地震・津波安全対策 担当）付)	写	H27	島崎発表は、津波波源規模の 評価の観点から津波防災に係 る指摘をするものであること など。